

## 使用水量の認定及び料金の減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市水道事業給水条例（平成17年条例第216号。以下「条例」という。）第28条及び第33条並びに山口市水道事業給水条例施行規程（平成17年水道局規程第30号。以下「規程」という。）第27条に規定する使用水量の認定及び料金の減免について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 漏水 メーターから給水栓までの給水装置損傷による流出水をいう。
- (2) 計量水量 定例日のメーター検針により計量した水量をいう。
- (3) 推定使用水量 使用者が使用したと推定される水量をいう。
- (4) 推定漏水量 計量水量から推定使用水量を除いた水量をいう。
- (5) 漏水負担水量 推定漏水量のうち給水装置の使用者、所有者又は管理者（以下「使用者等」という。）が負担する水量をいう。
- (6) 認定使用水量 この要綱に基づいて算定し、水道料金として請求する水量をいう。

(使用水量の認定の対象事由)

第3条 条例第28条第1号の「メーターに異常があったとき」とは、メーターの不進行、遅行、破損、その他の故障により使用水量を計量できないときをいう。

2 条例第28条第2号の「使用水量が不明なとき」とは、次に掲げる理由により使用水量を計量できないときをいう。

- (1) メーターが埋没しているとき。
- (2) メーターが障害物等の下敷きになっているとき。
- (3) 使用者等が長期不在で、メーターが屋内にあるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めるとき。

(料金の減免の対象事由)

第4条 条例第33条の減額の対象となるものは、次に定めるとおりとする。

- (1) 壁内又は地下等、目視による確認が客観的に困難な漏水
- (2) 壁内又は地下の給湯管損傷による水漏れ
- (3) 貯水槽のボールタップ不良による溢水
- (4) メーターボックス内の漏水

2 条例第 33 条の免除の対象となるものは、次に定めるとおりとする。

- (1) 消火用に使用したとき。
- (2) 職員の指示により濁水を放水したとき。

(料金の減額の対象期間)

第 5 条 料金の減額の対象期間は、漏水を発見し、又は漏水箇所を修理した日の属する期分とする。ただし、漏水の発見又は漏水箇所の修理が遅延し、その理由がやむを得ないと認められる場合に限り、当該期分の次期分まで対象とすることができる。

(算定方法)

第 6 条 推定使用水量は、次の各号に定める方法により算定した水量とする。

- (1) 過去 6 期分の使用水量を平均した水量
- (2) 漏水箇所修理後一定期間の使用水量を日割り計算することで算定した水量
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、過去の使用実績により算定した水量

2 認定使用水量は、次の各号に定める方法により算定した水量とする。ただし、第 3 条に規定する使用水量の認定又は第 4 条第 1 項第 4 号に規定するメーターボックス内の漏水の場合は、推定使用水量とする。

- (1) 推定使用水量に推定漏水量の 2 分の 1 に相当する漏水負担水量を加えた水量
- (2) 前号により算定された水量の水道料金が、推定使用水量に相当する水道料金の 3 倍を超えた場合は、3 倍を超えない範囲において最高の水道料金に相当する水量

(料金の減額の適用除外)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、減額の対象としない。

- (1) じゃ口、トイレ、温水器からの漏水等、漏水箇所を目視により確認できる漏水
- (2) 貯水槽以降の装置等、給水装置以外の損傷による水漏れ

2 前項に掲げるもののほか、第 4 条第 1 項の規定に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、減額の対象としない。

- (1) 修理後 1 年以内の同一給水装置等の同一箇所からの漏水であるとき。
- (2) 使用者等が漏水の事実を知らず、正当な理由なしに漏水の修理を怠ったとき。
- (3) 規程第 5 条に規定する給水装置等工事施行基準に基づかない工事をしたとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、使用者等の管理上の責めに帰すとき。

(端数計算)

第8条 この要綱において算定する水量に1立方メートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(減額の申請)

第9条 水道料金の減額を受けようとする使用者等は、速やかに水道料金等減額申請書(様式第1号)に山口市指定給水装置工事事業者の修理証明をとり、管理者に提出しなければならない。ただし、給湯管損傷による水漏れの場合は、山口市指定給水装置工事事業者又は設置事業者の修理証明とする。

2 前項に規定する修理証明には、漏水箇所の位置図及び写真を添付しなければならない。ただし、漏水箇所が不明であり、又は写真を撮ることが困難である場合は、この限りでない。

(減額の決定)

第10条 管理者は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、速やかに減額の適否を審査し、水道料金等更正通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(減額の取消し)

第11条 管理者は、料金の減額を受けた者が、不正行為をしていたと認められる場合は、その決定を取り消し、減額分を返納させるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 使用水量の認定及び料金の減免に関する基準(平成18年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和3年2月15日から施行する。